

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 寺島 正道			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	343 台	台	19 台	325 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	76 台	2 台	6 台	70 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー		キログラム	23	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	29	キログラム	143.24	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	法令に基づいて、工場管理ルールを制定。簡易点検および定期点検についても、点検方法の明確化、管理できる書式を作成し記録を残している。また、第一種特定製品の新規導入、廃棄、整備等含め、取り扱いを行うときは、管理部署へ都度報告するようしており、管理フローも明確にしている。			
	廃棄時	法令に基づいて、工場管理ルールを制定。簡易点検および定期点検についても、点検方法の明確化、管理できる書式を作成し記録を残している。また、第一種特定製品の新規導入、廃棄、整備等含め、取り扱いを行うときは、管理部署へ都度報告するようしており、管理フローも明確にしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	法令に基づいて、工場管理ルールを制定。簡易点検および定期点検についても、点検方法の明確化、管理できる書式を作成し記録を残している。また、第一種特定製品の新規導入、廃棄、整備等含め、取り扱いを行うときは、管理部署へ都度報告するようしており、管理フローも明確にしている。			
	廃棄時	法令に基づいて、工場管理ルールを制定。簡易点検および定期点検についても、点検方法の明確化、管理できる書式を作成し記録を残している。また、第一種特定製品の新規導入、廃棄、整備等含め、取り扱いを行うときは、管理部署へ都度報告するようしており、管理フローも明確にしている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新時には、ノンフロン製品へと順次切り替えを行っている。				
特記事項	簡易点検および定期点検等、法令に基づいた作業を行う月においては、全体周知及び進捗、完了確認を行っている。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。